

鎌倉市告示第 190 号

指定公金事務取扱者の住所変更について

地方自治法第 243 条の 2 の規定により指定した指定公金事務取扱者より、地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の規定による届出があったため、地方自治法第 243 条の 2 第 4 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年(2025 年)11 月 11 日

鎌倉市長 松尾 崇



1 変更前

福岡県久留米市藤光町 934-1
株式会社サンカクキカク

2 変更後

福岡県久留米市天神町 1-1 米城ビルディング 10 階
株式会社サンカクキカク